

フランスの労務知識  
第 14 回 従業員/組合代表制度

2024 年 6 月更新

ジェトロ・パリ事務所

従業員 11 人以上の企業では従業員代表機関として社会経済委員会（CSE）の設置が義務付けられている。11 人未満の企業には設置できない。

① 社会経済委員会（CSE）

（任務）

従業員 11 人以上 50 人未満の企業における CSE の任務は、①個別もしくは従業員全体の要求の表明（給与、労働法等の適用など）、②従業員の健康および安全関係、③警告権（ハラスメント、深刻な危険）。④企業内におけるリスク予防への貢献（健康、安全、労働条件など）。50 人以上の場合は、上記に加えて、①企業再編、リストラ、新技術の導入、労働条件、職業研修などにおける企業の方針の報告を受け諮問される権利、②企業の財政状況における従業員の利益を考慮した全体の意見のとりまとめ、③警告権（会社の経営状態に疑問がある場合、説明を受けることができる）、④取締役会および監査会議への出席 ⑤福利厚生関連 ⑥労働者に対する職業上のリスク（特に妊婦）およびその影響についての分析 ⑦環境に影響を与える可能性のあるあらゆる活動に関するジュ応報提供などを任務とする。従業員 300 人以上の企業では、CSE の下部組織である健康・安全・労働条件委員会がより専門的、具体的な任務を担う。

雇用主から CSE への諮問に対する回答期限は双方の合意で定める。合意がない場合は政令に従う。諮問の際に専門家の調査が必要な場合の費用は、労務および財務関連の年次諮問、集団経済解雇に関する臨時諮問や重大なリスクに関する諮問の場合は雇用主が全額負担し、その他の場合は雇用主が 80%、CSE が 20%負担する。気候変動対策関連法規に基づき、環境に影響を与える事案について CSE への諮問が義務付けられた。具体的にはオフィスの移転（エネルギー診断、温室効果ガス排出など）、新技術導入におけるエネルギー消費の評価など。

（選挙）

CSE の選挙は雇用主が執り行う。選挙公示日から第 1 回投票日までの期間は 90 日以内、任期は 4 年、ただし団体協約にて 2 年から 4 年の間で別途定めることも可能。再選は 3 期までに制限される。正の委員数は従業員 24 人まで 1 人、25-49 人で 2 人、50-74 人で 4 人、75-99 人で 5 人、副を入れるとこの 2 倍となる。副委員は正委員が不在の場合を除き、定例会議に出席することはできない。従業員数が 50 人未満の企業の CSE には法人格はないが、50 人以上の企業では法人格および資産を有す。

(機能)

従業員 50 人未満の場合、定例会議は月 1 回、50 人以上の場合は団体交渉により会議の頻度を定めるが、年 6 回を下回ってはならない。そのうち 4 回は健康および安全を議題として取り上げなければならない。合意がない場合は、従業員 50-299 人で 2 ヶ月に 1 回、300 人以上の企業は毎月 1 回となる。

従業員 50 人未満の企業では、2 日前までに質問を雇用主に提出、雇用主は会議から 6 日以内に返答する。質問と回答をメモに残す。従業員 50 人以上の企業では召喚状内に議題を入れる。従業員数に関係なく、年に 3 回までは CSE 会議をビデオ会議で行うことが可能。3 回以上の場合は従業員の合意が必要となる。

委員が任務のために費やす時間は従業員 50 人未満で月に 10 時間、50 人以上 74 人以下で 18 時間、75 人以上 99 人以下で 19 時間、100 人以上 199 人以下で 21 時間である。これらの時間を年次で使用、委員間で分配することが可能。CSE の委員は健康および安全に関する特別研修を受ける権利を有し、雇用主は研修を却下することはできない。50 人以上の企業では、初めて正委員に選出された従業員は 5 日間を上限として財務に関する研修を受ける権利を有するが、雇用主は場合によっては却下することができる。

(内部機構)

従業員 50 人以上の企業では、CSE の内部規則作成が義務付けられるが、内容は自由となる。

(運営費)

従業員 50 人以上の企業における CSE 運営費は企業が拠出する。グロス給与総額（社会保険料のベースとなる収入、利益参加制度、成果分配制度合意に基づき分配される金額、除く期限付き雇用の解約時の手当）を計算のベースとし、従業員 2,000 人以上は 0.22%、その他の企業は 0.20%とする。

CSE は、運営費の一部または全部を従業員の福利厚生費に補填することが可能。

② 組合代表

組合代表は、企業内において組合を代表する立場にあり、組合の要求に沿って労働環境の改善、購買力の増加、給与改定、団体協約等の一般的条項に関して雇用主と交渉することを任務とする。組合代表は組合員として登録している一部の従業員の代表であり、従業員全体の代表ではない。したがって、企業内における個々の交渉は行わない。